

第 1 1 号議案

長岡京市国民健康保険条例の一部改正について

長岡京市国民健康保険条例（昭和 5 2 年長岡京市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

子ども・子育て支援金制度創設等による国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要がある
ので提案する。

長岡京市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡京市国民健康保険条例（昭和52年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（基礎賦課総額）</u></p> <p><u>第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減</u></p>	<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第12条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p><u>（基礎賦課総額）</u></p> <p><u>第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減</u></p>

改正後	改正前
<p>額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。<u>ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)<u>及び高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)<u>、介護保険法</u>(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)<u>並びに子ども・子育て支援法</u>(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」</p>	<p>額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)<u>、高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)<u>及び介護保険法</u>(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p>

改正後	改正前
<p>という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ 【略】</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ・エ 【略】</p> <p>(3) <u>当該年度における第28条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総</u></p>	<p>ウ～オ 【略】</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ・エ 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>額 (基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>1円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 【略】 (基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条の基礎賦課額は、<u>670,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。<u>ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計にお</p>	<p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>10円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 【略】 (基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条の基礎賦課額は、<u>660,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計にお</p>

改正後	改正前
<p>いて負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) <u>の額</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) <u>当該年度における第28条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額</u></p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>特定世帯又は特定継続世帯</u>以外の世帯 被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 【略】</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>1円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>	<p>いて負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯</u>以外の世帯 被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 【略】</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>10円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>3 【略】</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。<u>ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) <u>当該年度における第28条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の10 【略】</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>1円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>	<p>3 【略】</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の10 【略】</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>10円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>3 【略】</p> <p>第16条の11 【略】</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p>第16条の12 <u>保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第23条、第23条の3、第23条の4及び第23条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)</u>は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、<u>第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</u></p> <p>イ <u>第23条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額</u></p>	<p>3 【略】</p> <p>第16条の11 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>の総額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p>(3) <u>当該年度における第28条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額</u> <u>（子ども・子育て支援納付金賦課額）</u></p> <p><u>第16条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第16条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の15の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p><u>第16条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の12第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</u></p> <p><u>(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p>	<p>【加える】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>18歳以上被保険者均等割 第16条の12第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(4) <u>世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>イ <u>特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 <u>市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第16条の16 第16条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。</u></p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の6の3若しくは第16条の13の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第16条の8の額又は第23条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第23条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額</p>	<p>【加える】</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の6の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第16条の8の額又は第23条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額</p>

改正後	改正前
<p>より読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、<u>同条第4項</u> (同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号 (同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、<u>同条第6項各号</u> (同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第23条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日 (法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、<u>第16条の6の3</u>、第16条の8若しくは第16条の13の額若しくは第16条の8の額又は第23条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第23条の3第1項に定める額、<u>同条第4項</u>に定める額、第23条の4第1項各号に定める額、同条第6項</p>	<p><u>16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額</u>、<u>第23条の3第4項第1号</u> (同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号 (同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号 (同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日 (法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の6の3の額若しくは第16条の8の額又は第23条第1項各号に定める額、第23条の3第1項に定める<u>第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額</u>、<u>第23条の3第4項第1号</u>に定める額、第23条の4第</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="231 264 785 667">各号に定める額若しくは第23条の5に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p data-bbox="252 689 609 723">（低所得者の保険料の減額）</p> <p data-bbox="204 750 785 1104">第23条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>670,000円</u>を超える場合は、<u>670,000円</u>）とする。</p> <p data-bbox="231 1131 785 2011">(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条</p>	<p data-bbox="841 264 1394 667">1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p data-bbox="861 689 1219 723">（低所得者の保険料の減額）</p> <p data-bbox="813 750 1394 1104">第23条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合は、<u>660,000円</u>）とする。</p> <p data-bbox="841 1131 1394 2011">(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条</p>

改正後	改正前
<p>の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ</p>	<p>の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ</p>

改正後	改正前
<p>れる所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて</p>	<p>れる所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金</p>

改正後	改正前
<p>得た金額を加えた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>310,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して</p>	<p>額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して</p>

改正後	改正前
<p>計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>570,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>2 第16条第2項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条</p>	<p>計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>560,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条</p>

改正後	改正前
<p>の6の3」と、「<u>670,000円</u>」とあるのは「260,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「<u>670,000円</u>」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分</u></p>	<p>の6の3」と、「<u>660,000円</u>」とあるのは「260,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「<u>660,000円</u>」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</u> <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加え</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>た金額)に570,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</u> <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>6 第16条の15第2項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条の15第2項中「保険料率」とあ</u></p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>るのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第23条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、<u>第16条の6の4、第16条の9及び第16条の14並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)</u>及び同条第5項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条の3 【略】</p> <p>【削る】</p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第23条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項<u>及び前条第1項</u>の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条の3 【略】</p> <p>2 第16条第3項の規定は、前項に規定</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の15」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 【略】 【削る】</p> <p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替</u></p>	<p><u>する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>【加える】</p> <p>4 【略】</p> <p>5 <u>第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と、第5項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>えるものとする。</p> <p><u>6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。</u> <u>この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第5項各号」と、「第16条」とあるのは「第16条の15」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の4 当該年度において、世帯に 出産被保険者（国民健康保険法施行令第 <u>29条の7第6項第8号</u>に規定する出産 被保険者をいう。以下同じ。）がある場 合における当該世帯の納付義務者に対し て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課 額は、第13条の基礎賦課額から、次の 各号の合算額を減額して得た額（当該減 額して得た額が<u>670,000円</u>を超える 場合には、<u>670,000円</u>）とする （<u>第6項</u>に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等 賦課額の減額について準用する。この場 合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」 と、「第13条」とあるのは「第16条 の6の3」と、「<u>670,000円</u>」と あるのは「260,000円」と、前項 中「第16条」とあるのは「第16条の 6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>【加える】</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の4 当該年度において、世帯に 出産被保険者（国民健康保険法施行令第 <u>29条の7第5項第8号</u>に規定する出産 被保険者をいう。以下同じ。）がある場 合における当該世帯の納付義務者に対し て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課 額は、第13条の基礎賦課額から、次の 各号の合算額を減額して得た額（当該減 額して得た額が<u>660,000円</u>を超える 場合には、<u>660,000円</u>）とする （<u>第5項</u>に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等 賦課額の減額について準用する。この場 合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」 と、「第13条」とあるのは「第16条 の6の3」と、「<u>660,000円</u>」と あるのは「260,000円」と、前項 中「第16条」とあるのは「第16条の 6の5」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「<u>670,000円</u>」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「<u>660,000円</u>」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「16条の13」と、「<u>670,000円</u>」とあるのは「30,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の15」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>【加える】</p>
<p>6 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者があ る場合における当該世帯の納付義務者 に対して課する保険料の賦課額のうち基礎 賦課額は、当該減額後の第13条の基礎 賦課額から、次の各号の合算額を減額し て得た額（当該減額して得た額が<u>670,</u></p>	<p>5 当該年度において、第23条に規定す る基準に従い保険料を減額するものとし た納付義務者の世帯に出産被保険者があ る場合における当該世帯の納付義務者 に対して課する保険料の賦課額のうち基礎 賦課額は、当該減額後の第13条の基礎 賦課額から、次の各号の合算額を減額し て得た額（当該減額して得た額が<u>660,</u></p>

改正後	改正前
<p><u>000円</u>を超える場合には、<u>670,000円</u>とする。</p>	<p><u>000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>とする。</p>
<p>(1)・(2) 【略】</p>	<p>(1)・(2) 【略】</p>
<p><u>7</u> 【略 項の繰下げ】</p>	<p><u>6</u> 【略】</p>
<p><u>8</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「<u>670,000円</u>」とあるのは「<u>260,000円</u>」と、「<u>第23条第1項各号</u>」とあるのは「<u>第23条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号</u>」と、<u>第7項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p><u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「<u>660,000円</u>」とあるのは「<u>260,000円</u>」と、<u>前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。</u></u></p>
<p><u>9</u> <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「<u>670,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、「<u>第23条第1項各号</u>」とあるのは「<u>第23条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号</u>」と、<u>第7項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p><u>8</u> <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「<u>660,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、<u>第6項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。</u></u></p>
<p><u>10</u> <u>第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6</u></p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第5項各号」と、第7項中「第16条」とあるのは「第16条の15」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第23条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第23条第5項、第23条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつて</u></p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<u>は、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長岡京市国民健康保険条例第12条の2、第12条の3、第16条、第16条の6、第16条の6の2、第16条の6の5、第16条の7、第16条の10、第16条の12から第16条の16まで、第19条及び第23条から第23条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。